

副本

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金国家賠償請求事件

原 告 甲 ほか67名

被 告 国

第 2 準 備 書 面

平成26年12月12日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係

御 中

被告指定代理人 早崎裕子

内立久生



坂本由美



鶴田きく



八木和広



大橋美帆子



山本悟



水島淳



第1 被告の主張の要旨

4

第2 支給法及び本件規程13条の趣旨

6

第3 本件不指定処分は国際人権諸条約に違反しないこと等

7

1 被告の主張は支給法の趣旨を踏まえたものであること

7

2 支給法の制定により、当然に日本国内の外国人学校で学ぶ全ての高校生が無償化の対象となるものではないこと

3 本件不指定処分は人民の自決権を侵害するものではないこと

10

4 本件不指定処分は人種差別撤廃条約に違反しないこと

12

5 本件規程13条は支給法2条1項5号及び本件省令1条1項2号への委任を受け定められたものであり、支給対象外国人学校の指定要件であること

6 他の朝鮮高級学校に対する判決等について

16

7 本件不指定処分は不合理な差別に当たらないこと

21

8 国賠法上の違法性を基礎づける事実の主張立証責任は原告らが負っていること

23

第4 本件不指定処分は行政手続法6条及び7条に違反しないこと

24

1 本件不指定処分までに時間を要したことは本件規程14条3項に違反するものではないこと

24

2 本件不指定処分に当たっては慎重な審査を行う事情があったこと

25

第5 九州朝鮮中高級学校が本件規程13条の基準に適合するものとは認めるに至らないとした文部科学大臣の判断は裁量権を逸脱するものではないこと

26

1 本件規程13条の適合性判断に当たり、文部科学大臣が朝鮮高級学校に対してのみ要件を加重した事実はないこと

26

2 本件規程13条の適合性判断に当たり、「不当な支配」の有無を考慮するの

は、支給法の趣旨に基づくものであること

28

3 朝鮮高級学校の生徒に日本の大学への入学資格が認められていること等から

本件不指定処分が差別であるとする原告らの主張は誤りであること 30

第6 本件省令1条1項2号への規定の削除は支給法の委任の範囲を逸脱したものではないこと —————— 32

- 1 本件省令1条1項2号への規定の削除は支給法の趣旨に反するものではないこと 32

- 2 本件省令改正に係る原告らの主張が誤りであること 34

第7 本件不指定処分は憲法14条に違反するものではないこと —————— 35

- 1 本件規程に基づく審査におけるホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国際学園と朝鮮高級学校との取扱いに不合理な差別はないこと 35

- 2 本件不指定処分は九州朝鮮中高級学校を不当に差別する目的でされたものではないこと 39

- 3 小括 39

第8 本件不指定処分は憲法13条等に違反するものではないこと —————— 40

- 第9 相互保証 40

第10 求釈明に対する回答 —————— 40

被告は、本準備書面において、原告らの2014年（平成26年）9月18日付け準備書面(1)（以下「原告準備書面(1)」という。）及び同日付け準備書面(2)（以下「原告準備書面(2)」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。また、原告準備書面(2)第3の4（9, 10ページ）記載の求釈明事項について、必要と認める限度で回答する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに定めるもののはかは、従前の例による。

第1 被告の主張の要旨

1 被告第1準備書面第2の2(2)及び(4)（11ないし13及び15ないし17ページ）で述べたように、支給法（平成25年12月4日法律第90号による改正前のもの。以下同じ。）は、就学支援金が受給権者である生徒等の授業料に係る債権に確實に充当されることを要請し、学校運営を適正に行うことができない学校を就学支援金支給の対象校とすることを許容していない。また、本件規程13条は、就学支援金支給の対象校の指定の基準として、当該対象校の学校運営が法令に基づいた適正なものであることを定めている。そして、当該対象校は国民の租税負担によって授業料の負担を軽減するにふさわしいものであることが必要であるとの趣旨から、本件規程13条は、当該対象校において就学支援金が授業料に係る債権の弁済に確實に充当される態勢等が整っていることを特に明示している。したがって、このような法令に基づく適正な学校運営がされないおそれや懸念がある場合に、就学支援金を支給することができないのは当然のことである。むしろ、そのような場合に、あえて財源を捻出し、国民全体に経済的負担を課してまで就学支援金を支給するのは、支給法や本件規程の趣旨に反するものである。

そして、指定・不指定の判断は、文部科学大臣の裁量行為であるから、その判断の誤りは、単に当・不当の問題となるにすぎず、原則として、違法の問題

は生じない。例外的に、裁量権の範囲を逸脱し、また、法が行政庁に裁量を認めた目的を無視し、著しく妥当を欠き、裁量権の濫用と認められる場合に初めてそのような裁量行為は違法となる。

かかるに、本件においては、被告第1準備書面第5の3（32ないし43ページ）で述べたように、文部科学大臣は、朝鮮高級学校につき、北朝鮮や朝鮮総聯の影響力が否定できず、適正な学校運営がされていることについて十分な確証が得られず、就学支援金を支給したとしても授業料に係る債権の弁済に確實に充当されないことが懸念されたため、本件規程13条に定める「指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならぬ。」との基準に適合すると認めるに至らなかつたと判断したものである。このような文部科学大臣の判断は、不合理なものとはいえない。よって、文部科学大臣の同判断が、不当の問題を超えて違法となるとは到底いえない。

2 しかも、被告第1準備書面第9の1（52, 53ページ）で述べたように、国賠法1条1項の違法は、公務員が行為規範に違背したか否かによつて判断されるべきであるから、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該処分をしたと認め得るような事情がある場合に限り、同項の違法があることとなる。

しかるに、上記1で述べたような文部科学大臣の判断が、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該処分をしたものであるとは到底いえない。

3 以下では、まず、支給法及び本件規程13条の趣旨について再度説明した上（後記第2），順次、①原告準備書面(1)に対する反論として、本件不指定処分は国際人権諸条約に違反しないこと等（後記第3），②原告準備書面(2)に対する反論として、本件不指定処分は行政手続法6条及び7条に違反しないこと（後記第4），九州朝鮮中高級学校が本件規程13条の基準に適合するもの

とは認めるに至らないとした文部科学大臣の判断は裁量権を逸脱するものではないこと（後記第5），本件省令1条1項2号ハの規定の削除は支給法の委任の範囲を逸脱したものではないこと（後記第6），本件不指定処分は憲法13条等に違反するものではないこと（後記第7），本件不指定処分は憲法13条等に違反するものではないこと（後記第8），相互保証（後記第9）について述べ，③原告準備書面(2)第3の4記載の求釈明事項に対し，必要と認める限度で回答する。

第2 支給法及び本件規程13条の趣旨

- 1 被告第1準備書面第2の2(2)及び(4)（11ないし13及び15ないし17ページ）で述べたように，支給法は，就学支援金が受給権者である生徒等の授業料に係る債権に確實に充当されることを要請し，学校運営を適正に行うことができない学校を就学支援金支給の対象校とすることを許容していない。
 - 2 そして，支給法は，同法2条1項5号に定める「高等学校の課程に類する課程を置く」ということの内容を含めて，どのような各種学校について当該課程を置くものとして就学支援金支給の対象校とするかの判断を，文部科学大臣に委ねている。文部科学大臣は，これを受けて，文部科学省令として，本件省令1条を定めた。さらに，文部科学大臣は，本件省令1条1項2号ハの「イ及びロに掲げるもののほか，文部科学大臣が定めるところにより，高等学校の課程に類する課程に類する課程を置くものと認められるものとして，文部科学大臣が指定したもの」の規定を受けて，文部科学大臣決定として，本件規程を定めた。
- 本件規程13条が，支給対象外国人学校の指定の基準として法令に基づく学校運営の適正性を定めているのは，就学支援金制度の対象となる外国人学校についても，高等学校の課程に類する課程を行うための学校運営が適正なものであり，国民の租税負担によって授業料の負担を軽減するにふさわしいものであ

ると確認が必要であるとの趣旨に基づくものである。その趣旨から、本件規程13条は、同じく就学支援金制度の対象となる学校であって財務関係を含む学校運営の適正を求める趣旨、内容の学校教育法及び私立学校法などの各規定の適用がある私立高等学校及び専修学校（高等課程）と同様に、就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確實に充当が行われることが確認できる態勢等が整っていることが当然の要件となるものであるから、当該対象校の要件として、その点も含めて定めるものである。

このように、当該対象校は国民の租税負担によって授業料の負担を軽減するにふさわしいものであることが必要であるとの趣旨から、本件規程13条は、当該対象校において就学支援金が授業料に係る債権の弁済に確實に充当される態勢等が整っていることを特に明示している。したがって、本件規程13条は、支給法2条1項5号の委任を受けた本件省令1条1項2号への委任の範囲内にある。

3 また、本件規程13条の「法令」に教育基本法16条1項が含まれないという理由ではなく、同項の禁ずる「不当な支配」が及んでいないことが確認できず、法令に基づく適正な学校運営がされないおそれや懸念がある場合に、就学支援金を支給することができるのは当然のことである。むしろ、そのような場合に、あえて財源を捻出し、国民全体に経済的負担を課してまで就学支援金を支給するのは支給法や本件規程13条の趣旨に反するものである。

第3 本件不指定処分は国際人権諸条約に違反しないこと等

1 被告の主張は支給法の趣旨を踏まえたものであること

- (1) 原告らは、被告第1準備書面の主張について、「教育の機会均等」を実現するための手段である「経済的負担の軽減」のみを殊更に強調し、「国民の経済的負担」論にすり替え、意図的に「教育の機会均等目的」を葬り去ろうとしていると主張する（原告準備書面(1)第2の1・2、3ページ）。

(2) しかしながら、支給法は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする（1条）ものであり（被告第1準備書面第1の3(2)、第2の1及び第5の1(2)・5、8及び29ページ参照）、被告は、支給法が同目的の実現のために生徒らに就学支援金を支給するものであることを踏まえた上で、朝鮮高級学校については、適正な学校運営がされていることについて十分な確証が得られず、就学支援金を支給する場合にその在学生に対する授業料に係る債権に充当されないことも懸念されたため、本件規程13条に適合すると認めるに至らなかつたと主張しているものである。

なお、原告らは、被告第1準備書面の主張について、「国民の経済的負担」論にすり替えるものであるなどと主張するが、この「国民の経済的負担」や「国民的要請」の観点は、そもそも支給法の制定経緯、趣旨、財源等に組み込まれているものであり、この観点を無視する原告らの主張は、前提において誤りである。すなわち、支給法は、高等学校等は、その進学率が98パーセントに達し、「国民」的な教育機関になっていること等、社会の変化に伴い、高等学校等に係る費用負担を社会全体で負担しようという「国民」的要請に基づき制定されたものであり（乙第2号証（支給法の制定に係る内閣法制局における審査資料）3ページ）、その財源も、「国民」の租税負担によるものであり、受益者個人が経済的負担をしない代わりに、「国民」全体に経済的負担を課すことを前提とした制度になっているのである。したがって、原告らの上記主張は理由がない。

2 支給法の制定により、当然に日本国内の外国人学校で学ぶ全ての高校生が無償化の対象となるものではないこと

(1) 原告らは、支給法は国際人権A規約に付された留保を撤回することを目的として立法されたものであると主張し、この主張を前提とした上で、支給法は、「その保障を無制限で日本国内の外国人学校に学ぶ『すべての』高校生

にまで及ぼすことを保障したものである」、「同時にその事により、無償化

法は、日本におけるA規約第13条2項（b）に定める中等教育の内の後期中等教育機関の範囲を定立したことになったのである」と主張する（原告準備書面(1)第2の2及び3・3ないし5ページ）。

(2) しかしながら、原告らの主張する国際人権A規約第13条2（b）の留保を撤回するための施策の展開という観点は、支給法の制定の背景事情の一つにすぎないものであり、そのことから直ちに、支給法の解釈として、日本国内の外国人学校で学ぶ全ての高校生が当然に無償化の対象となるべきことを帰結するものではない。

この点は、支給法の制定に係る内閣法制局における審査資料（乙第2号証）からも明らかである。すなわち、支給法の制定の背景事情については、我が国における高等学校等における教育を受けるための授業料等の経済的負担の現状、近年の経済情勢の悪化等（同ページの「2.①」）や、我が国における高等学校等の進学率が約98パーセントに達し、「国民」的な教育機関となつておらず、その教育の効果は広く社会に還元されるものとなっていることに鑑みれば、高等学校等の教育に係る費用について我が国社会全体で負担していくことが適当であると考えられること（同ページの「2.②」）に加え、原告らの主張する国際人権A規約第13条2（b）の留保を撤回するための施策の展開という観点（乙第2号証3ページの「2.③」）も背景事情とするものである。そして、これら背景事情「等の状況の変化に伴い、全ての意思ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、高等学校等の教育に係る費用負担のあり方を見直し、受益者（個人）に応分の負担をさせるという考え方から、社会全体で負担するという考え方を中心に重点をシフトして施策を進めることができ国民的要請となっている」（同ページ。傍点は引用者）ことが支給法の制定経緯となっているのである。

(3) また、上記の点をおくとしても、そもそも、支給法は、国際人権A規約の

効力を日本国内において直接に発生させるために制定された法律ではない。

したがって、支給法の制定により、当然に朝鮮高級学校に通学する原告らが支給法の対象となるものではなく、原告らの上記主張は理由がない。

この点は、支給法の仕組みからも明らかである。すなわち、支給法は、外国人学校を含む各種学校については、「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り」（同法2条1項5号。傍点は引用者）と定め、その限りで支給対象外国人学校となることができる旨を規定しているにすぎず、外国人学校が「高等学校の課程に類する課程」を有するものと認められなかつたために就学支援金の支給を受けられなかつたとしても、そのことは、法令の定める支給要件を充足するものと認められなかつた結果である。支給法は、そもそも、法令の定める支給要件を充足するものと認められない外国人学校について支給対象外国人学校とはしていない。

(4) なお、支給法は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)により、保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者（いわゆる高所得世帯の生徒等）については、就学支援金を支給しないこととする（同法律による改正後の支給法3条2項3号）など、いかなる場合においても、全ての高等学校等の生徒等に就学支援金を支給しなければならないなどとは規定していない。

3 本件不指定処分は人民の自決権を侵害するものではないこと

(1) 原告らは、「無償化法が国籍条項を設けず、全ての高校生に教育の機会均等を保障した背景には、A規約及び被告が批准している、B規約のいずれにも共通する1条1項の『人民の自決権』の保障規定に無償化法が拘束されていたからである」、「九州朝鮮高校に学ぶ在日の朝鮮民族の子弟に対しても、無償化法に基づき、被告の私立学校や他の外国人学校に通う日本人や他

の民族・国籍の生徒と差別なく支援金を支給する責務を負うものである」と主張する（原告準備書面(1)第2の4・6、7ページ）。

(2) しかしながら、上記2(2)(9ページ)で述べたとおり、支給法は国際人権A規約及び国際人権B規約の効力を日本国内で直接発生させるために制定された法律ではなく、原告らの主張は誤りである。

また、上記の点をおくとしても、原告らは、あたかも本件不指定処分により原告らの「人民の自決権」が侵害されたかのように主張するが、就学支援金の支給対象校としての指定処分は、いわゆる給付行政・給付処分であり、処分の性質それ自体は、侵害行政あるいは侵害処分ではない。すなわち、九州朝鮮中高級学校が支給対象外外国人学校としての指定処分を受けることができない、生徒は、当該学校において学ぶことはこれまでと何ら変わりはない。ただ、支給対象校としての指定処分を受けることができた場合には、その補助として就学支援金（基本、年間11万8800円）が受けられることとなるというものである。

したがって、本件不指定処分は、就学支援金が受けられないというものにすぎず、「人民の自決権」を侵害するものではなく、国際人権A規約及び国際人権B規約に違反するものでもない。

(3) 本件不指定処分の効果

以上の点は、本件不指定処分の効果に照らしても明らかである。すなわち、原告らは、本件不指定処分により、あたかも人民の自決権が侵害されるかのように主張するが、本件不指定処分にはそのような法的効果はない。

支給法2条1項5号は、各種学校については、「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り」支給対象外外国人学校となることができる旨を規定し、これを受けた本件省令1条1項2号では、「文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置く

ものと認められるものとして、「文部科学大臣が指定したもの」と規定している。そして、この「文部科学大臣が定めるところにより」を受けたものが文部科学大臣決定である本件規程であり、本件規程は、「第2章 指定の基準」において、各基準（本件規程2条ないし13条）を規定している。すなわち、支給対象外国人学校の指定、不指定は、文部科学大臣が、当該外国人学校について、本件規程2条ないし13条が定める各基準を全て満たしていると認めるに至った場合に初めて指定をすることができるのであり、各基準のうち一つでも満たしていると認めるに至らなかつた場合には指定をすることはできない。

そして、支給対象外国人学校の指定の要件を満たした場合の効果は、国民の租税負担によって、就学支援金（基本、年間11万8800円）が受けられることがあるというものである。すなわち、支給対象外国人学校の指定は、侵害行政、侵害処分ではなく、給付処分にすぎず、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校の設立、運営や生徒の学習権を侵害するという効果を有するものではない。このことは、支給対象外国人学校の不指定の面から見ればより一層明らかであり、就学支援金（基本、年間11万8800円）が受けられないこととなつても、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校は、それまでと何ら変わらず当該学校を設立、運営することができるし、生徒も、それまでと何ら変わらず当該学校において学ぶことができるし、その授業料も、これまで自分たちが支払ってきた金額と何ら変わりはないのである。

以上のことおり、本件不指定処分の効果は、何ら人民の自決権を侵害するものではないから、原告の主張は失当である。

4 本件不指定処分は人種差別撤廃条約に違反しないこと

(1) 原告らは、支給法が人種差別撤廃条約に基づくものであることを前提とした上で、支給法は国籍条項を設定しなかつたばかりか、その他の運用についても朝鮮高級学校とそれ以外の学校とに差異を規定していないから、被告が

九州朝鮮中高級学校に課した差別(本件不指定処分)に合理性がなければ、人種差別撤廃条約に違反すると主張する(原告準備書面(1)第2の5・7ないし9ページ)。

(2) しかしながら、被告第1準備書面第8の1(51ページ)で述べたとおり、本件不指定処分は、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条に適合すると認めるに至らないことを理由としてされたものであり、本件規程に定める指定の基準及び手続等を離れて、原告らのみを差別して不指定としたというものではない。そして、指定の基準を満たす学校及びその生徒等とその基準を満たさない学校及びその生徒等との間で取扱いが異なるのは当然のことであり、これが不合理な差別的取扱いに当たるものではない。

なお、支給法上、学校教育法1条に規定する高等学校に在学する生徒であれば、国籍にかかわらず等しく無償で教育を受け又は就学支援金を受給することができるし、各種学校である外国人学校に在学する外国人の生徒についても、当該学校が本件規程に適合して支給対象外国人学校の指定を受ければ、国籍にかかわらず就学支援金を受給することができる。他方、支給対象校以外の学校に在学する生徒については、国籍にかかわらず、就学支援金を受給することはできない。このように、支給法が人種差別撤廃条約に基づくものであるとする原告らの主張はその前提において誤りであるだけではなく、支給法は、当該学校が支給対象校としての要件を満たす学校か、そうとはいえないかによって区別しているのみであり、生徒自身や生徒の国籍によって区別しているわけではない。したがって、本件不指定処分は、人種・国籍に基づく不合理な差別には当たらない。

5 本件規程13条は支給法2条1項5号及び本件省令1条1項2号ハの委任を受けて定められたものであり、支給対象外国人学校の指定要件であること

(1) 原告らは、支給法2条1項5号の「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの」における「高等学校の課程」とは、高

等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）における「教育課程」と同義であるとした上で、支給法及び本件省令1条1項2号ハ（原告らは、「本件省令1条4号ハ」としているが、誤記と思われる。）は、それに「類する課程」であることのみを要求しているにもかかわらず、本件規程13条は、「指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係わる債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならぬ」として、支給法2条1項5号及び本件省令1条1項2号ハの委任の範囲外の事項を定めており、人種差別撤廃条約及び国際人権A規約第2条2項等に違反し、違法であると主張する（原告準備書面(1)第3の3・9ないし11ページ）。

(2) しかしながら、原告らの上記主張は、支給法2条1項5号の「高等学校の課程」の解釈を誤ったものであり、前提において失当である。

すなわち、そもそも、支給法2条1項5号の「高等学校の課程」と高等学校学習指導要領の「教育課程」とは、文言自体異なるものである上、支給法2条1項5号の「高等学校の課程」とは、原告らの主張する高等学校学習指導要領における「教育課程」と同義ではなく、教育内容、学校の組織及び編成を含む「教育そのもの」として、「教育課程」よりも広い概念とされる。この点、学校教育関係法令上、「教育課程」あるいは「課程」の定義規定はないものの、例えば、学校教育法66条は、「中等教育学校の課程は、これを前期三年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。」と定めており、同法の解釈として「『課程』とは、学校が提供し、生徒等が履修すべき体系化された教育そのものを指すものである」とされている（乙第39号証564ページ。傍点は引用者）。また、同法128条4号は、「目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編成の大綱」（傍点は引用者）として、明らかに「課程」と「教育課程」という語句を使い分けている。

したがって、支給法2条1項5号及び本件省令1条1項2号ハの「高等学

校の課程」とは、高等学校学習指導要領の「教育課程」に限らず、広く教育内容、学校の組織及び編成も含むものであることは明らかである。

(3) また、支給法は、同法2条1項5号に定める「高等学校の課程に類する課程を置く」ということの内容を含めて、どのような各種学校について当該課程を置くものとして就学支援金支給の対象校となるかの判断を、文部科学大臣に委ねている。文部科学大臣は、これを受けて、文部科学省令として、本件省令1条を定めた。さらに、文部科学大臣は、本件省令1条1項2号ハの規定を受けて、文部科学大臣決定として、本件規程を定めた。本件規程13条は、就学支援金支給の対象校は、国民の租税負担によって授業料の負担を軽減するにふさわしいものであることが必要であるとの趣旨から、学校教育法及び私立学校法などの各規定の適用がある私立高等学校及び専修学校（高等課程）と同様に、就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確實に充当が行われることが確認できる態勢等が整っていることが当然の要件となるものとして定められたものであり、支給対象外国人学校の指定要件である。

この点は、本件規程及び本件規程13条が定められた経緯からも明らかである。すなわち、本件規程13条は、検討会議の報告において、基準のポイントの一つとして「法令に基づく適正な学校」が挙げられ、そこでは「就学支援金に係る文部科学大臣の指定を受ける各種学校については、各校が就学支援金の管理を適正に行うとともに、これらの関係法令（引使用者注：学校教育法、私立学校法など）の諸規定を遵守していることは当然であり、『高等学校の課程に類する課程を置くもの』に求められる基準において、就学支援金の管理その他の法令に基づく学校の運営が適正に行われることを改めて求めることが適切である」とされていた（甲第11号証「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について（報告）」8ページ）。そして、基準の項目の一つとして「就学支援金の管理その他の法令に基づく学校の運営が適正に行われていること。」が挙げられていたこと（同

号証12ページ)等を踏まえて定められたものである。また、検討会議の中

においても、「就学支援金を代理受領する以上は、わが国の法令を遵守することはもちろんのこと、学校運営の体制がきちんとしているかどうかという

観点が重要」との意見が出されていた(乙第5号証の1・6ページ)

(4) したがって、人種差別撤廃条約及び国際人権規約2条2項違反等をいう原告らの主張は、前提において理由がない。

6 他の朝鮮高級学校に関する判決等について

文部科学大臣が朝鮮高級学校について本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らないとした判断が不合理ではないことは、これまで繰り返し主張したことおりであるが、このことは、以下のとおり、広島朝鮮初中高級学校を設置、運営する学校法人広島朝鮮学園に関する広島地方裁判所平成19年4月27日判決(乙第40号証)や、東京朝鮮中高級学校を設置、運営する学校法人東京朝鮮学園に関する東京都の報告書(乙第41号証)からも、明らかといるべきである。

(1) 学校法人広島朝鮮学園に関する判決について

ア 広島地方裁判所平成19年4月27日判決(乙第40号証。以下、単に「広島地裁判決」ということがある。)は、朝銀広島信用組合(判決文における「朝銀広島」)の学校法人広島朝鮮学園(判決文における「被告学園」)及び同法人が設立した学校法人広島朝鮮学園移転建設委員会(判決文における「被告委員会」)に対する各賃金債権を譲り受けた同事件の原告が、両法人に対し、その返済等を求めた事案において、以下の事実を認定しており、学校法人広島朝鮮学園で適正な学校運営がされていなかつたことが判決によって認定されている(なお、同判決は、控訴審の広島高等裁判所平成20年12月26日判決においても是認されている。)。

(ア) 「被告学園の実印は、朝鮮学校の日常の管理運営を行っていた教育会の金庫で保管されて」いた(乙第40号証27ページ)

(イ) 「朝銀広島と被告学園は、朝鮮総聯広島県本部の強力な指導の下にある傘下組織のようになつており、両者一体となつて前記学校移転のためのプロジェクトを進めていた」(同号証4 6 ページ)

(カ) 「被告学園が、学校法人の形態をとつたのは、日本社会において行政の補助や助成を受けられる地位を確保するためであり（中略）、あくまで、学校の日常的な管理運営（学費や職員の給与に関する出納も含む。）は学校単位で設けられている『教育会』が行っていたものであると学園関係者は認識していた」(同ページ)

(イ) 「被告（中略）が理事を務めていた数十年の間、被告学園において正式な理事会が開かれたことはほとんどない」(同ページ)

(カ) 「数億円の債務負担を伴うような土地購入等の場合にも、理事会が開かれるることはなかつたし、理事会決議の必要性すらも認識されていなかつた。被告学園において、理事会の議事録は作成されていたが、その作成を行つていたのは理事会に關与していない司法書士であり、議事録も、その一部には押印がないなどずさんな体裁のものであった。加えて、議事録に押印している各理事も、議事録に記載されている内容については十分に意識していなかつた。また、そもそも、朝銀広島からの借入れに関する事項は、ほとんど議事録の記載事項となることすらなかつた。このように、本来は、各借入れについて、本件寄附行為31条括弧書の除外事由に該当しない限り、逐次、正式な理事会の手続をとることが必要であったものの、被告学園においては、実際には、被告学園内部でそのような手続を全く行わないということが半ば常態化していた」(同号証5 5 ページ)

(カ) 「朝鮮総聯県本部への融通金の関連で、2000万円が出金された」
(同号証5 8 ページ)

(カ) 「朝鮮総聯県本部への融通金として、3000万円が支出された（中

略)。被告委員会は、朝鮮総聯の承諾の下で設立された組織である(中略)から、上記融通金は、被告委員会によって支出されたと推認される

(同号証59ページ)

イ 広島地裁判決が、広島朝鮮学園に係るものであり、かつ、過去におけるものであったとしても、本件においても、各朝鮮高級学校の審査は同じ手続で進められていた上、朝鮮高級学校と朝鮮総聯の関係性について、正に適正な学校運営がされていないと疑われる事情や朝鮮総聯が朝鮮学校を利用して資金を集めていると疑われる事情があったという点については、本件と共に通するものであるといえる。

(2) 学校法人東京朝鮮学園に関する報告書について

ア 平成25年11月の東京都による現地調査等に基づく朝鮮学校調査報告書(乙第41号証。以下、単に「報告書」ということがある。)において、「朝鮮学園(引用者注:学校法人東京朝鮮学園)の施設財産の状況を確認したところ、以下のようないずれかの不適正な財産の管理・運用の状態が見られた」と報告されている。

(ア) 東京朝鮮第6幼稚初級学校敷地内の未登記建物(乙第41号証24, 25ページ)

東京朝鮮第6幼稚初級学校の敷地内に、朝鮮総聯関係団体を始めとする在日朝鮮人団体が管理運営する建物が存在することが判明し、当該建物は、朝鮮学園が東京都に毎年度届け出ている財産目録に記載されておらず、また、不動産登記も存在していない。同学園の監督官庁である東京都の見解は、「朝鮮総連支部等の事務所が入居するK&O会館が学校の敷地内に存在している状態は、『学校の施設には教育目的以外の目的のために継続的に使用される施設が含まれていないこと』を定める都の『準学校法人設立認可基準』に抵触している」、「また、基本財産を第三者に、賃料も取らず、契約書面も取り交わさずに、長期間にわたり継続的

に占有・使用させていることは、公益性が求められる準学校法人の財産管理として不適正である」とされている。

(イ) 西東京朝鮮第2幼稚級学校の附属棟（同号証26、27ページ）

西東京朝鮮第2幼稚級学校の敷地内にある校舎附属棟が、朝鮮総聯支部の施設として使用されていることが判明した。なお、朝鮮学園側は「朝鮮総連支部の事務所ではない」と否定しているが、朝鮮総聯が自ら公表する朝鮮総連支部の所在地と当該附属棟の所在地は一致している。東京都の見解は、「当該団体としての教育目的以外の事業を行っている在日朝鮮人団体が学校の敷地内に存在している状態は、前述した第6学校の件と同様に、都の『準学校法人設立認可基準』に抵触している」、「基本財産を第三者に、賃料も取らず、契約書面も取り交わさずに、長期間にわたり継続的に占有・使用させていることは、公益性が求められる準学校法人の財産管理として不適正である」とされている。

(ウ) 朝鮮学園所有の土地（同号証27ないし29ページ）

東京都に提出されている東京朝鮮学園の財産目録に記載のない土地があることが判明した。なお、朝鮮学園側は「朝鮮総連支部の事務所ではない」と否定しているが、朝鮮総聯が自ら公表する朝鮮総連支部の所在地と当該附属棟の所在地は一致している。東京都の見解は、「学校の敷地を第三者に、長期間にわたり継続的に占有・使用させていた当時の財産管理の在り方自体が、公益性が求められる準学校法人として不適正であつたと言わざるを得ない」、「また、その後、同団体のために土地を購入し、固定資産税程度という極めて低廉な賃料で貸与していることは、同団体に対する経済的な便宜供与であり、公益性が求められる準学校法人として不適正である」とされている。

(エ) 朝鮮大学校第2グラウンド（同号証29ページ）

「朝鮮大学校の第2グラウンドは、平成2年に、朝鮮総連事業体企業

の朝銀信用組合に対する負債のために担保提供された（朝銀の経営破綻により株式会社整理回収機構（RCC）に債権譲渡）。」、「平成15年以降、都は私立外国人学校教育運営費補助金を同補助金交付要綱の規定に従って減額するとともに、朝鮮学園に対して担保を抹消するよう継続的な指導を行ってきたが、未だに違反状態は改善されていない。また、当該第2グラウンドは、RCCの申立てにより、平成24年8月に競売開始決定がされ、平成25年1月に取り下げられるまでの間、差押えを受けていた。（なお、同報告書中、「朝鮮学園の説明」によれば、「競売が取り下げられたのは、グラウンドが競売で取られるのを避けるために、朝鮮学園がRCCと直接交渉し、同企業の負債の一部を弁済したためである。」とされている。）とある。東京都の見解は、「基本財産である校地を第三者の負債のために担保提供することは、都の『準学校法人設立認可基準』及び『東京都準学校法人設立認可取扱内規』に抵触している。また、担保提供に止まらず、朝鮮学園が資金を支出して当該第三者の負債を弁済することは、朝鮮学園から第三者に対する経済的な便宜供与であり、公益性が求められる準学校法人として不適正である」とされている。

イ 以上のとおり、東京朝鮮中高級学校を設置する東京朝鮮学園について、同学園が所有する施設財産を不適正に朝鮮総聯に対して供与していたこと等が、監督官庁である東京都から、現地調査等に基づき報告されている。特に、上記ア(エ)については、東京朝鮮学園が所有する土地が朝鮮総聯の負債のために担保提供され、かつ、東京朝鮮学園が資金を支出して朝鮮総聯の負債を弁済していることから、東京朝鮮学園と朝鮮総聯との間で不当な資金提供が行われていると見て取れる事情である。

なお、東京朝鮮高級学校についても朝鮮総聯の関係性という点では本件と共にすることであるといえることについては上記(1)イと同様である。

(3) 小括

以上のとおり、広島地裁判決や東京都の報告書に照らしても、文部科学大臣が九州朝鮮中高級学校について本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らないとした判断が不合理なものとはいえない。

7 本件不指定処分は不合理な差別に当たらないこと

(1) 原告らは、「『不当な支配』を明らかにできなかつた場合には、これがなかつたものとして取り扱うことを被告に求めている」、「ハ号規定13条の適合性の審査に、教育基本法16条1項の『不当な支配』などのような恣意的運用の可能な開かれた構成要件を課することは、それ自体、A規約2条2項及びB規約2条1項の差別禁止条項に違反する差別に該当する」、「教育基本法16条1項の『不当な支配』の要件への該当性は、差別の合理性を主張すべき被告が具体的に主張立証すべきものである」と主張する(原告準備書面(1)第3の4・11ないし13ページ)。

(2) しかしながら、前記第2(6, 7ページ)で述べたとおり、支給法は、就学支援金が受給権者である生徒等の授業料に係る債権に確實に充当されることを要請し、学校運営を適正に行うことができない学校を就学支援金支給の対象校とすることを許容していない。また、本件規程13条は、就学支援金支給の対象校の指定の基準として、当該対象校の学校運営が法令に基づいた適正なものであることを定めている。したがって、このような法令に基づく適正な学校運営がされないおそれや懸念がある場合に、就学支援金を支給することができないのは当然のことである。

原告らは、本件規程13条について、教育基本法16条1項の「不当な支配」という概念を持ち出すのは不合理であると主張するが、教育基本法は、教育の根本法であり、教育基本法の規定を踏まえ、学校教育法及び私立学校法などの教育関係法令が定められているのであるから、当然、本件規程13条の「法令」には教育基本法が含まれることは明らかである。また、前記5

(3) (15, 16ページ) で述べたとおり、本件規程及び本件規程13条の制定に際しても、学校教育法及び私立学校法などの関係法令の諸規定の遵守が求められていたものである上、そこでも「法令」には教育基本法が含まれないなどと限定していなことは明らかである。

(3) この点、最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決（刑集30巻5号615ページ。以下「昭和51年最高裁判決」という。）は、現在の教育基本法16条1項に当たる当時の教育基本法10条1項の「不当な支配」の解釈が争点の一つとなり、その判断を示した事案である。昭和51年最高裁判決は、「教基法（引用者注：教育基本法）は、憲法において教育のあり方の基本を定めることに代えて、わが国の教育及び教育制度全体を通じる基本理念と基本原理を宣言することを目的として制定されたものであつて、戦後のわが国の政治、社会、文化の各方面における諸改革中最も重要な問題の一つとされていた教育の根本的改革を目指として制定された諸立法の中で中心的地位を占める法律であり、このことは、同法の前文の文言及び各規定の内容に徴しても、明らかである。それ故、同法における定めは、形式的には通常の法律規定として、これと矛盾する他の法律規定を無効にする効力をもつものではないけれども、一般に教育関係法令の解釈及び運用については、法律自体に別段の規定がない限り、できるだけ教基法の規定及び同法の趣旨、目的に沿うように考慮が払われなければならないというべきである。」と判示している（傍点は引用者）。また、同判決の調査官解説も、「本判決は、準憲法的効力説は否定したが、他の法令の解釈運用の基本としての効力を認めたものと解される。」としている（今井功・最高裁判所判例解説刑事篇（昭和51年度）218ページ）。

したがって、教育基本法16条1項は、就学支援金の支給要件充足性を検討する上で考慮すべきものであり、この点に関する原告らの主張には理由がない。

8 国賠法上の違法性を基礎づける事実の主張立証責任は原告らが負っていること

(1) 原告らは、「不当な支配」に該当することや就学支援金が授業料債権に充当されることの主張立証責任は被告にあると主張する（原告準備書面(1)第3の5・13ページ）。

しかしながら、本件は、国家賠償請求訴訟であり、国賠法1条に規定する違法性の立証責任については、原告らが、損害賠償請求権の発生要件として、民法709条の不法な加害行為の存在に対応する違法な職務違反行為の存在について立証責任を負うとする見解が通説であり、判例も上記見解に立つている（井上繁規・最高裁判所判例解説民事篇平成5年度114ページ）。したがって、原告らが違法性の立証責任を負担する国賠訴訟においては、本件不指定処分が違法であると主張する原告らがその違法性の立証責任を負うことは当然である。

また、就学支援金が租税という国民全体の負担を財源としている以上、支援対象外国人学校の指定処分をするためには、当該学校が法令に基づく適正な学校運営がされていないおそれや懸念がないことが必要であることは、これまでに述べてきたとおりであり、指定処分は、支給法2条1項5号及び本件省令1条1項2号への規定を受けた本件規程の要件を全て充足していることを前提とした上で、文部科学大臣がこれらの要件を全て充足していると認められると判断した場合に初めてされるものである。このような支給法や本件規程13条の趣旨・目的からすれば、原告らにおいて、本件不指定処分が違法であると主張して国家賠償を求める以上、その違法性の立証責任は原告らが負担することは当然である。

(2) 実質的に見ても、本件規程13条の「学校の運営を適正に行わなければならない」や教育基本法16条1項の「不当な支配」に該当するかどうかについては、直接証明することが不可能な規範的な要件であり、最終的にはその

有無についての文部科学大臣の裁量判断に権限の逸脱・濫用があるか否かを裁判所が判断することとなる事柄であり、当事者は、その判断の基礎となる事實について主張立証責任を負うものである。したがって、主張立証責任が原告らにあるとしても、そもそも無理を要求しているものではなく、原告らは、その判断の基礎となる事實について主張立証すればよいのである。

そして、被告は、具体的に、被告第1準備書面第5の3（32ないし43ページ）及び前記6（16ないし21ページ）で述べたように、不当な支配や適正な学校運営が行われていないことが懸念されたことに関する根拠について種々具体的に挙げた上で、文部科学大臣が本件規程13条に適合すると認めるに至らなかつたと主張しているのである。したがって、原告らは、被告が上記で述べたような事實を否定する主張立証をしたり、その他の点について不当な支配が行われておらず適正な学校運営が行われていることを基礎づける事實を主張立証し、かつ、文部科学大臣の判断につき、職務上の法的義務違背があつたこと、すなわち、通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と誤ったことを主張立証すればよいのである。

したがつて、文部科学大臣が本件不指定処分を行つたことが、国賠法上の違法と認められることについては、原告らが主張立証責任を負うものであり、この点に関する原告らの主張は理由がない。

第4 本件不指定処分は行政手続法6条及び7条に違反しないこと

1 本件不指定処分までに時間要したことは本件規程14条3項に違反するものではないこと

(1) 原告らは、本件規程14条3項が、指定の申請について「指定を受けようとする年度の前年度の5月31日までに行わなければならない」と定めていることから、同項は申請から長くとも10か月以内に指定ないし不指定処分を行うことを予定していると主張し、この主張を前提とした上で、申請から

2年2か月以上も経過するまで何らの処分も行わなかつたこと自体が違法であると主張する（原告準備書面(2)第2の1・2、3ページ）。

(2) しかしながら、そもそも、本件規程14条3項は、申請についての期限を定めた規定であつて、指定処分又は不指定処分についての期限を定めた規定ではない。このことは、本件規程14条の表題が「指定の申請」であることや、本件規程が指定処分又は不指定処分についての期限を定めた規定を設けていないことから、明らかである。したがつて、原告らの主張は、その前提を誤るものであり、失当である。

また、上記の点をおくとしても、被告第1準備書面第7の2（47ないし51ページ）で述べたとおり、種々の事情から、審査に時間を要したものであり、文部科学大臣が不當に審査を放置していたという事実はない。さらに、仮に審査遅滞が認められるとしても、正当な理由があったものであり、行政手続法7条に違反するものではない。

2 本件不指定処分に当たつては慎重な審査を行う事情があつたこと

(1) 原告らは、文部科学大臣は当初から朝鮮学校の申請を予測していたと主張し、この主張を前提とした上で、平成22年11月5日付けで本件規程を制定しているにもかかわらず、それ以前の新聞報道等（被告第1準備書面第5の3(4)・37、38ページ）を根拠として、審査に10か月以上を要したのは違法であると主張する（原告準備書面(2)第2の2・3ないし5ページ）。しかしながら、そもそも、申請することと審査することは別個のものであり、仮に申請自体が予測されていたとしても、そのことにより審査の内容の状況が予測されていることにはならない。したがつて、原告らの主張は、前提を誤るものであり、失当である。

また、上記の点をおくとしても、被告は、原告らが主張する本件規程制定前の事情のみを理由に慎重な審査を行う事情があつたと主張しているわけではなく、被告第1準備書面第7の2（47ないし51ページ）で述べたとお

り、種々の事情があつたことを主張しているのであって、原告らが主張する事情は飼くまで一事情にすぎないものである。

(2) 原告らは、北朝鮮による砲撃事件が勃発し、北朝鮮と韓国との間に緊迫した状況があつたことは、審査手続の一時停止理由になるものではないと主張する(原告準備書面(2)第2の3・5ページ)。

しかしながら、被告第1準備書面第7の2(48, 49ページ)で述べたとおり、そのような事態の中、同事件についての報道状況や世論も踏まえると、審査会の委員が静謐な環境の中で(報道状況や世論にとらわれず)公正な審査を行うことができなくなるおそれがあったもので、審査手続を一時中断したことは、朝鮮高級学校に対する審査を適正に実施するために執られた合理的な措置であり、その利益を不当に害するものではない。

(3) したがって、原告らの申請から本件不指定処分までに時間を要したことは、行政手続法6条及び7条に違反するものではない。

第5 九州朝鮮中高級学校が本件規程13条の基準に適合するものとは認めるに至らないとした文部科学大臣の判断は裁量権を逸脱するものではないこと

1 本件規程13条の適合性判断に当たり、文部科学大臣が朝鮮高級学校に対してのみ要件を加重した事実はないこと

(1) 原告らは、本件規程に基づく指定を受けたホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国際学園との比較において、文部科学大臣が、本件不指定処分に当たり、①理事会が開催されていること、②財務諸表が作成されていること、③直近5年間で法令違反を理由とする指導勅告を受けていないことの三つの要件以外に、朝鮮高級学校に対してのみ、教育基本法16条1項の「不当な支配」という要件を課したと主張し、この主張を前提とした上で同項の「不当な支配」を考慮することは、憲法14条に違反し、その裁量を逸脱すると主張し(原告準備書面(2)第3の2・7, 8ページ)、

支給法の委任の範囲を逸脱すると主張する(原告ら準備書面(2)第3の2及び3・7ないし9ページ)。

しかしながら、原告らの上記主張は、以下に述べるとおり、失当である。

(2) そもそも、本件規程13条の要件は、「高等学校等修学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない」というものであり、原告らが主張する①理事会が開催されていること、②財務諸表が作成されていること、③直近5年間で法令違反を理由とする指導勧告を受けていないことは、要件そのものではない。

また、上記の点をおくとしても、原告らは、ホライゾン・ジャパン・インター・ナショナルスクール及びコリア国際学園については、上記①ないし③の要件に基づいて判断されたのに、朝鮮高級学校についてのみ、教育基本法16条1項の「不当な支配」が適合性判断の要件として加重されたと主張するが、文部科学大臣は、ホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国際学園の指定に当たっても、朝鮮高級学校と同様に、本件規程13条が規定する適正な学校運営がされているかどうか、就学支援金が受給権者である生徒等に対する授業料に係る債権に確実に充当されるかどうかなどの点を含め、同規程の全ての事項についての適合性を入念に審査したものであり、審査の内容に差異を設けていない。

そして、文部科学大臣は、ホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国際学園については、「不当な支配」の存在をうかがわせる外部からの指摘もなく、「適正な学校運営」について特段の疑惑を抱くような要素がなかったこと、私立学校法に基づく理事会の開催、財務諸表の作成等が行われていること、当該教育施設を所管する都道府県に対し直近5年間において法令違反を理由とする指導・勧告等を受けたことがないことを確認し(乙第42及び第43号証)、本件規程13条の要件に適合すると判断し、確認的に留意事項を付して指定処分をしたものであって、朝鮮高級学校

以外の学校について「不当な支配」の有無を判断しなかったというものではない。

もちろん、上記2校についても、被告第1準備書面第5の3（32ないし43ページ）及び前記第3の6（16ないし21ページ）で述べたような適正な学校運営がされていないと疑われる事情等が認められれば、要件を充足しているか否かの確認の程度も朝鮮高級学校と同程度になっていたものである。しかしながら、上記2校については、そのような事情がなかった。審査の基準は同じでも、各申請学校によって要件充足に関する事情が異なる場合に、その事情に応じて確認の程度が異なるのは当然のことである。

(3) 以上のとおり、文部科学大臣が本件規程13条の適合性判断に係る審査において、ホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国際学園との比較で、朝鮮高級学校についてのみ要件を加重したという事実はない。

2 本件規程13条の適合性判断に当たり、「不当な支配」の有無を考慮するの

は、支給法の趣旨に基づくものであること

(1) 原告らは、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条に適合するか否かを判断するに当たっての文部科学大臣の裁量について、「無償化法は、『高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるか否か』の基準に該当するか否かの判断についてのみ、文科大臣の裁量を認めているのであり、当該基準から離れた判断は無償化法による委任の趣旨を逸脱したものとして裁量を逸脱していると言わざるを得ない」と主張する（原告準備書面(2)第3の1・6、7ページ）。

(2) しかしながら、被告第1準備書面第5の1(3)（30ページ）で述べたとおり、支給法は、高等学校の課程に類する課程の履修を含む適正な学校運営を求める学校教育法や私立学校法の規定ないしその趣旨に違反する各種学校を就学支援金支給の対象学校とすることを許容するものではない。そして、

本件規程 13 条の適合性判断において、教育基本法 16 条 1 項の「不當な支配」の有無の確認が必要であることについては、被告第 1 準備書面第 3 の 1 (17 ないし 22 ページ) で指摘した支給法の国会審議、検討会議の報告において、就学支援金の支給対象となる高等学校等の指定に際して学校教育法その他の関係法令に基づく適正な学校運営がされることを考慮することが十分に検討されてきたことからも明らかである。

上記のような国会審議等を経て、支給法及び本件省令が公布、施行され、これを受けて策定された本件規程 13 条において、教育基本法等の関係法令に基づく適正な運営がされている学校であることが支給対象外国人学校の指定の基準の一つとして定められたのであるから、文部科学大臣が指定要件を充足するか否かを判断するに当たって「不当な支配」(教育基本法 16 条 1 項) の有無を考慮することは、それまでの国会審議の状況と何ら矛盾するものではないし、当然、支給法の趣旨に反するものでもない。

(3) なお、文部科学大臣が本件規程を策定する際に基本とした平成 22 年 8 月 30 日付け「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について（報告）」(甲第 11 号証) は、支給対象外国人学校の指定について、上記の政府の統一見解に留意しながら、「専門的な見地から、『高等学校の課程に類する課程』として満たすべき『基準』や『手続』、『高等学校の課程に類する課程』を審査する体制や方法等について、報告を行った」もの（同号証 18 ページ）であり、同報告書を作成した検討会議の中においても、教育基本法等の法令に基づく適正な学校運営がされていることを満たすべき基準とすることについては、専門的な見地から十分に検討されていた。その結果、被告第 1 準備書面第 4 の 4 (2) (27 及び 28 ページ) でも述べたとおり、上記報告書では、基準のポイントの一つとして「法令に基づく適正な学校運営」が挙げられ、「就学支援金に係る文部科学大臣の指定を受ける各種学校については、各校が就学支援金の管理を適正に行うとともに、

これらの関係法令（引用者注：学校教育法、私立学校法など）の諸規定を遵守していることは当然であり、『高等学校の課程に類する課程を置くもの』に求められる基準において、就学支援金の管理その他の法令に基づく学校の運営が適正に行われることを改めて求めることが適当である。」とされ（甲第11号証・8ページ）、基準の項目の一つとして「就学支援金の管理その他の法令に基づく学校の運営が適正に行われていること。」が挙げられた（同12ページ）。また、検討会議においても、「就学支援金を代理受領する以上は、わが国の法令を遵守することはもちろんのこと、学校運営の体制がきちんとしているかどうかという観点が重要」との意見が出された（乙第5号証の1・6ページ）。

このような検討会議を経て、本件規程13条において、教育基本法等の關係法令に基づく適正な運営がされている学校であることが就学支援金の支給対象外国人学校の指定の基準の一つとして定められたのであるから、文部科学大臣が指定要件を充足するか否かを判断するに当たって「不当な支配」の有無を考慮することは、支給法の趣旨に反せず、文部科学大臣の裁量権の逸脱に当たるものでもない。

(4) 以上のことから、文部科学大臣が、本件規程13条適合性の判断において、教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無について判断することは、支給法の委任の範囲を超えるものではなく、その裁量を逸脱するものでもない。

3 朝鮮高級学校の生徒に日本の大学への入学資格が認められていること等から本件不指定処分が差別であるとする原告らの主張は誤りであること

(1) 原告らは、朝鮮高校の卒業生は日本の大学への入学資格も認められてきたという実績を持ち、部活動の大会にも参加しているなどと述べ、朝鮮高級学校は「高校」そのものであり、その生徒たちは「高校生」そのものであるから、朝鮮高級学校の生徒のみを就学支援金制度の対象としないことは、国際人権諸条約に反するものであり、九州朝鮮高級学校について本件規程13条

の基準に適合しないとした文部科学大臣の判断には裁量権の逸脱があると主張する（原告準備書面（2）第3の3・8、9ページ）。

（2）しかしながら、外国人学校が「高等学校の課程に類する課程を置くもの」と認められるかどうかは、当該学校が本件規程の基準に適合するか否かによって決せられるものであり、卒業生の多くが我が国の大に入学しているかどうかによって決せられるものではない。

また、大学の入学資格を有する者の中には、「大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの」（学校教育法90条1項、学校教育法施行規則150条7号）に該当するとして、大学の個別の判断により入学資格を認められる者も含まれているのであるから、本件規程において卒業生が大学に進学しているかどうかを支給対象外国人学校の指定の基準にしていいことは、何ら不合理ではない。

なお、朝鮮高級学校の卒業生に我が国の大学の入学資格が認められるのは、上記の個別の入学資格審査による場合に限られる。すなわち、学校教育法90条1項は、大学の入学資格を有する者として、①「高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者」、②「通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）（現行法上は、特別支援学校の高等部を修了した者及び高等専門学校第3年次修了者がこれに当たる。）、③「文部科学大臣の定めるところにより、これ（引用者注：高等学校卒業者）と同等以上の学力があると認められた者」を規定しているところ、同法施行規則150条1号は、③の「文部科学大臣の定めるところ」の一つとして、「外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの」を挙げている。そして、この「文部科学大臣の指定したもの」として、昭和56年10月3日文部省告示153号「外国において学校教育における

12年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件」(乙第44号証)は、「外国において、学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定(引用者注:括弧内省略)に合格した者で、18歳に達したもの」(1号),「外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者(引用者注:括弧内省略)で、…(中略)…18歳に達したもの」(2号),「我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程(引用者注:括弧内省略)と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた別表第2に掲げる教育施設の当該課程を修了した者で、18歳に達したもの」を定めているが、朝鮮高級学校の卒業生は上記のいずれにも該当しない。このように、外国人学校の卒業生が我が国の大に進学しているか否かは、同校が就学支援金の支給対象となる「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に該当するかどうかとは関係がなく、原告らの主張は根拠がない。

第6 本件省令1条1項2号ハの規定の削除は支給法の委任の範囲を逸脱したものではないこと

1 本件省令1条1項2号ハの規定の削除は支給法の趣旨に反するものではないこと

- (1) 原告らは、本件省令1条1項2号ハの規定の削除は、同号ハにより無償化法の適用対象となることが想定されていた学生等について、適用対象となり得る可能性を将来においても封じてしまうことになるため、文部科学大臣が同号ハを削除した行為は、支給法の趣旨を無視したもので、その裁量を逸脱するものであると主張する(原告準備書面(2)第4・10ないし16ページ)。
- (2) しかしながら、本件省令1条1項2号ハの規定の削除により、朝鮮高級学校や同種の外国人学校が支給対象外国人学校となる可能性が一切閉ざされてしまうわけではない。被告第1準備書面第2の2(3)(13ないし15ペー

シ）で述べたとおり、朝鮮高級学校についても、制度上、都道府県知事の認可を受けて学校教育法1条に定める高等学校等となること（支給法2条1項1号の規定に基づき対象校となること）や、国際的に実績のある学校評価団体の認定を受けること（本件省令1条1項2号ロの規定に基づく指定を受け対象校なること）などが可能であり、就学支援金の支給対象校となり得るものである。

したがって、本件省令1条1項2号への削除により、朝鮮高級学校が将来においても就学支援金の適用対象となり得る可能性が閉ざされるわけではな

い。

(3) また、原告らは、本件省令改正は、国際人権A規約に対する留保を撤回しようとした無償化法の趣旨を無視したものである旨主張する（原告準備書面(2)第4の2(2)イ・13ページ）。

しかしながら、被告第1準備書面第2の1（7ないし9ページ）及び前記第3（7ないし24ページ）で述べたとおり、支給法は、国際人権A規約第13条2（b）の留保を撤回するための施策の展開という観点を制定時の背景事情の一つとしていたが、これは背景事情の一つにすぎないものである。すなわち、この点のみならず、我が国における高等学校等における教育を受けるための授業料等の経済的負担の現状、近年の経済情勢の悪化等に加え、我が国における高等学校等の進学率が約98パーセントに達し、「国民」的な教育機関となつており、その教育の効果は広く社会に還元されるものとなつていることに鑑みれば、高等学校等の教育に係る費用について我が国の社会全体で負担していくことが妥当であると考えられることも支給法制定の背景事情としていたものである。また、支給法は、上記のような高等学校教育の状況の変化に伴い、高等学校等に係る費用負担を社会全体で負担しようという国民的要請に基づき制定されることとなつたものであり、国際人権A規約の効力を日本国内において直接発生させるべく、その実施のために制定

された法律ではない。さらに、同規定は、「漸進的な導入」を規定するものであって、中等教育における無償教育を直ちに完全実施すべきことや朝鮮高級学校を必ず支給法の対象校としなければならないものと義務付けているとは到底いえない。したがって、本件省令改正は、支給法の趣旨に反するものとはいえない。

2 本件省令改正に係る原告らの主張が誤りであること

(1) 原告らは、被告が、本件省令1条1項2号ハの規定を削除した理由を説明する場面では、審査に限界がある、すなわち、基準を満たすかどうか「よく分からぬ」と述べ、本件規程13条に適合しない理由を説明する場面では、「基準を満たさない」と述べており、矛盾していると主張し、また、パブリックコメントの結果（甲第19号証）における「文部科学省の考え方」欄で記載された本件不指定処分に至った理由とも翻訛すると主張する（原告準備書面(2)第4の3(1)・13, 14ページ）。

しかしながら、そもそも、被告は、本件不指定処分については、本件規程13条に「適合すると認めるに至らなかつた」（乙第36号証）と主張しているのであって、「基準を満たさない」という表現を使用しておらず、異なった説明をしているものではない。また、意見公募手続の結果（甲第19号証）に記載されている考え方は、本件省令改正について個々の国民から寄せられた個々の意見に対する見解を示したものであって、本件不指定処分又は本件省令改正自体の理由を示したものではない。したがって、この点に関する原告らの主張は理由がない。

(2) 原告らは、被告の主張は、本件不指定処分により本件省令1条1項2号ハの規定を削除したという一方で、同規定の削除により本件不指定処分をしたというもので、論理が循環していると主張する（原告準備書面(2)第4の3(2)・14, 15ページ）。

しかしながら、被告第1準備書面第6の2（45ページ）で述べたとおり、

本件省令において就学支援金支給の対象学校とする高等学校の課程に類する課程を置く各種学校の基準や評価方法をどのように定めるかについては、文部科学大臣に専門的・技術的な観点からの裁量権が認められている。その上で、文部科学大臣は、朝鮮高級学校については、本件規程 13 条に適合すると認めるに至らないと判断し、指定に係る審査の過程において、強制的に入り調査を実施して書類を押収するなどの権限がなく、指定の基準を満たすかどうかの審査に限界があると判断したが、他方、当時、ホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国際学園の 2 校以外には同号ハによる指定を求める外国人学校はなく、本件省令 1 条 1 項 2 号ハを存続させる必要性もないことから、同号ハを削除する本件省令改正したものである。

したがって、このような経緯、理由から本件省令改正に至ったのであり、被告の主張に論理の循環はない。

第 7 本件不指定処分は憲法 14 条に違反するものではないこと

- 1 本件規程に基づく審査におけるホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国際学園と朝鮮高級学校との取扱いに不合理な差別はないこと

(1) 原告らは、本件省令 1 条 1 項 2 号ハの規定に基づき指定を受けたホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国際学園との比較において、朝鮮高級学校についてのみ、「不当な支配」の要件審査を行ったと主張し、また、本件規程 15 条で定める審査会において、本件省令 1 条 1 項 2 号ハの要件を充足するとさせていたにもかかわらず、同該當性について継続審議とされた上、文部科学大臣において、審査会の結論を待たずして、本件規程 13 条に適合するものは認められないとして本件不指定処分をしたことは、審査内容・方法及び程度において、上記 2 校と異なる取扱いをした

ことは明らかであると主張する（原告準備書面(2)第5の2・16, 17ページ）。

(2) しかしながら、前記第5の1(26ないし28ページ)で述べたとおり、文部科学大臣がボライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国際学園の指定に当たって、九州朝鮮中高級学校と異なる取扱いをした事実はない。

原告らは、九州朝鮮中高級学校については、第5回審査会の審査において、既に本件規程の基準を満たすことが明らかになっていたというが、平成23年12月16日開催の第5回審査会における「各朝鮮高級学校の審査基準適合状況」（甲第20号証の5の6）では、修業年限、授業時数、同時に授業を行う生徒、授業科目、教員数等について、学校の申請書類により確認された事項についての適合性を検討しているにとどまり、本件規程13条の該当性については、別途「報道で指摘された事項への対応について」（甲第20号証の5の3）という資料において検討されている。そして、同資料によれば、「2. 個別の事項について」の「学校運営」、「校地・校舎の仮差押」及び「経理関係」の部分は、「確認中」あるいは「学校からの回答精査中又は回答待ち」とされており、第5回審査会において、九州朝鮮中高級学校が同条の基準を満たすことが明らかになっていたとはいえない。

また、同審査会では、委員から「朝鮮高級学校と朝鮮総連との関係など学校運営に不透明なことがあれば、疑惑がないようクリアしていく必要があるのではないか。」との意見（甲第20号証の5の11）が出されており、本件規程の基準の適合性については引き続き確認していく必要があるとされているのであって、第5回審査会の時点で各要件を満たすことが明らかになっていたにもかかわらず、継続審査とされたという事実はない。

(3) 原告らは、九州朝鮮中高級学校が審査基準を満たすか否かについて、審査会の意見は決まっていなかったにもかかわらず、文部科学大臣により本件不

指定処分がされたものであり、同大臣は、審査会の意見を聞くという自ら定めたルールを無視したものであると主張する（原告準備書面(2)第5の2(3)）。

・ 17ページ）。

しかしながら、本件規程13条に定める指定要件を充足するか否かの判断は、その性質及び内容からして必ずしも専門的、技術的検討を伴うものであり、国会での議論や本件規程の制定経緯からしてみても、教育行政に通暈する文部科学大臣の専門的、技術的判断に委ねられているのであって、本件規程15条に基づいて指定を行おうとするときは意見を聞くものとされている審査会の意見についても、文部科学大臣の上記裁量判断の際の考慮要素の一つにすぎない。

また、このことは、審査会の根拠規定、法令等上の位置づけからも明らかである。すなわち、支給法は、審査会の意見を聞くことはもとより、審査会を設置すること自体何ら規定しておらず、そもそも、審査会は法令の根拠を有するものではないし、文部科学大臣が審査会の意見を聞くことが法令上要請されているものでもない。本件規程13条に定める指定要件を充足するか否かの判断は、飽くまで文部科学大臣の権限と責任においてされるものである。ただ、文部科学大臣は、その判断の際の考慮要素の一つとして、審査会の意見が自らの判断の参考に資すると考えられたので、同大臣決定により、本件規程15条を設けたのである。このように、審査会は、文部科学大臣決定に根拠を有するものにすぎず、その意見も、文部科学大臣が判断をする際の考慮要素の一つにすぎない。

したがって、文部科学大臣が審査会の意見に拘束されるかのような原告らの主張は誤りである。

(4) この点に関連して、被告第1準備書面第7の2（49及び50ページ）で述べたとおり、審査会における審査状況（乙第6号証の1ないし4）を見ても、①第4回審査会（平成23年1月2日）において、「朝鮮高級学校の

審査に当たっては、これまで審査を行ってきたケースと異なり、時間がかかる可能性がある。懸念される点が多く指摘されていることもあり、いろいろなことを明らかにしていく必要があるのでないか。」との意見（乙第6号証の1・1ページ）が出されていること、②第5回審査会（同年12月16日）において、「朝鮮高級学校と朝鮮総連との関係など学校運営に不透明なことがあれば、疑惑がないようにクリアにしていく必要があるのでないか。」との意見（乙第6号証の2・1ページ）が出されていること、③第6回審査会（平成24年3月26日）において、「法令違反とまで判断しがたい場合でも、適正に学校運営が行われているかどうかは慎重に判断すべきではないか。」「いくら確認しても、すっきり指定することができるようにならない。留意事項の内容について検討すること自体はよいが、学校運営などの面で適正かどうか判断したいとも思われる。」「そもそも、この審査会において、指定の可否を議論し、結論を出すのは限界があるのでないか。」との意見（乙第6号証の3・1、2ページ）が出されていること、④第7回審査会（同年9月10日）において、「こちらも捜査権があるわけではないので、（引用者注：報道等で指摘されている事実に関する）真偽の確証を得ることについては限界がある側面もある」との意見（乙第6号証の4・1ページ）が出されていることから明らかとなり、審査会の審査には限界がある状況であった。

(5) すなわち、被告第1準備書面第5の3(2)及び(3)(32ないし37ページ)のとおり、学校側からは報道で指摘されているような事実を否定するような回答がされている一方、客観的には北朝鮮や朝鮮総聯の参加団体と関係しているような回答がされ、また、被告第1準備書面第5の3(3)ないし(6)(36ないし43ページ)のとおり、朝鮮総聯のホームページ、国内の報道機関のみならず、北朝鮮の報道機関側からの各新聞報道、公安調査庁の報告、同庁長官の国会における発言、団体からの申入書等からは、適正な学校運営が

されていないと疑われる事情が認められる状況となっていたが、審査の過程において強制的に立入り調査を実施して書類を押収するなどの権限がなく、審査会がその最終的な意見を取りまとめることが可能な段階に至ったとはいえない状況であった。

(6) そこで、文部科学大臣は、それまでの審査会で出された委員の意見も考慮した上で、更なる審査を継続したとしても、審査会の意見を取りまとめることは困難であると判断し、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条に適合するとは認めるに至らないとして本件不指定処分を行ったのであり、文部科学大臣が、あえて審査会の判断を待たずに本件不指定処分をした事実はない。

2 本件不指定処分は九州朝鮮中高級学校を不当に差別する目的でされたものではないこと

(1) 原告らは、本件省令改正に伴う意見公募手続の結果における文部科学省の回答から、九州朝鮮中高級学校に対する差別は、政治外交上の圧力が目的であつたことは明らかであると主張する(原告準備書面(2)第5の4(1)・18ページ)。

(2) しかしながら、意見公募手続の結果における文部科学省の回答は、飽くまで本件省令改正について個々の国民から寄せられた個々の意見に対する見解を示したものであり、本件不指定処分又は本件省令改正の理由自体を示したものではない。

本件不指定処分は、政治・外交上の理由によるものではない。

3 小括

以上のとおり、本件規程の基準の適合性に係る審査において、ホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国際学園と朝鮮高級学校との間に差別的な取扱いはなく、また、本件不指定処分は政治・外交上の理由によるものではないから、本件不指定処分が朝鮮高級学校に対する不合理な差別として憲法14条に違反する旨の原告らの主張は理由がない。

第8 本件不指定処分は憲法13条等に違反するものではないこと

原告らは、支給法が中等教育及び民族教育の授業料について経済的援助を受ける権利を具現化したにもかかわらず、本件不指定処分により九州朝鮮中高級学校を就学支援金の支給対象校と認めないことは、憲法13条、26条に違反すると主張する。(原告準備書面(2)第6・20ページ)

しかしながら、前記第3の3(2)及び(3)(11ないし12ページ)で述べたとおり、就学支援金の支給対象校としての指定処分は、いわゆる給付行政、給付処分であり、処分の性質それ自体は、侵害行政、侵害処分ではないし、本件不指定処分の効果は、原告らの人格形成及び學習權等を侵害するものではない。したがって、本件不指定処分は、原告らの人格形成及び學習權等を何ら否定するものではなく、原告らのいう権利が憲法上保障された権利であるか否かあるいは支給法が原告らのいう権利を具体化したものであるか否かを論ずるまでもなく、原告らの主張には理由がないことは明らかである。

第9 相互保証

相互保証については、今後原告から提出される予定の書証等を踏まえて反論する予定である。

第10 求釈明に対する回答

原告準備書面(2)第3の4(9, 10ページ)記載の求釈明事項について、以下のとおり、必要と認める限度で回答する。

1 求釈明事項(1)について

(1) 本件省令1条1項2号イ及びロに定める各種学校である外国人学校については、文部科学大臣が本件規程に基づいて個別に指定するものではないため、「不当な支配」の有無について議論していない。

すなわち、支給法は、外国人学校を含む各種学校については、「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り」（同法2条1項5号。傍点は引用者）と定め、その限りで支給対象外国人学校となることができる旨を規定している。したがって、同号の「高等学校の課程に類する課程を置くもの」について確認を行い、本件省令に基づき文部科学大臣により指定を受けなければならないものであり、本件省令1条1項2号は、外国人学校の属性に応じて、イからハまでにおいて指定の仕組みを定めている。

そして、本件省令1条1項2号イは、「高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたもの」については、日本の高等学校の課程に相当する課程であることを当該外国の大使館等を通じて制度的・客観的に確認できることから、就学支援金の支給対象校としたものであり、本件規程の基準の適合性を判断する必要がない。

また、本件省令1条1項2号ロは、同号「イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたもの」についても、同号イと同様、日本の高等学校の課程に相当する課程であることを当該団体の認定を受けているという事実を通じて制度的・客観的に確認できることから、就学支援金の支給対象校としたものであり、これも本件規程の基準の適合性を判断する必要がない。

(2) 以上に対し、本件省令1条1項2号ハは、文部科学大臣が日本の高等学校の課程に相当する課程であると判断した場合にも就学支援金の支給対象校として指定できることとしたものであり、その指定基準については本件規程に定められているから、同号ハに基づく指定を受けるためには、本件規程13条における「法令に基づく適正な学校運営」が行われていること、教育基本法16条1項の「不当な支配」が及んでいないことなどが確認さ

れる必要がある。

そして、本件省令1条1項2号による指定がされたホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国際学園について、「不当な支配」がないことを含め、本件規程13条の適合性判断がされたことは、前述のとおりである。

2 求釈明事項(2)について

「不当な支配」とは、「国民全体の意思を代表するものとはいえない一部の社会的勢力（政党、官僚、財界、組合等）が、党派的な力として教育に不当に介入することをいう。」とされている（教育基本法研究会編著・逐条解説改正教育基本法（乙第45号証）185ページ）。

3 求釈明事項(3)について

文部科学大臣は、朝鮮高級学校について、教育基本法16条1項の「不当な支配」があると認定したものではなく、被告第1準備書面第5の3（32ないし43ページ）等で掲げた事情を前提として、朝鮮高級学校に対する北朝鮮や朝鮮総聯の影響力は否定できず、その関係性が「不当な支配」に当たらないことや適正な学校運営がされていることについて十分な確証を得ることができるず、就学支援金を支給したとしても、授業料に係る債権に充当されないことが懸念されたため、本件規程13条の基準に適合するものとは認めると至らないと判断したものである。

4 求釈明事項(4)について

前記第5の1（26ないし28ページ）で述べたとおりである。

5 求釈明事項(5)について

支給法2条1項5号の「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に係る基準である本件規程の制定の経緯については、被告第1準備書面第4（22ないし29ページ）で述べたとおりである。さらに、被告第1準備書面第5の1（2）ないし（4）（29ないし31ページ）及び前記第5の2（28ないし

30ページ)で述べたとおり、本件規程13条に適合していることは支給対象外国人学校の指定の要件として必要なものであり、かつ、同条の法令に基づく適正な学校運営がなされているかを確認するに当たって、教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無を考慮することは国会審議や検討会議の報告からも矛盾するものではなく、違法ではない。

以上